



福岡医発第622号(地)
平成30年 5月25日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に
関する手引き」の公表について

急性弛緩性麻痺（ポリオを除く）を五類感染症（全数把握疾患）に追加する感染症法施行規則の一部を改正する省令等については、平成30年4月24日付福岡医発第302号（地）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、下記のとおり「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」がとりまとめられ、国立感染症研究所ウェブサイトに掲載されたことから、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、貴会会員への周知協力方お願いいたします。

記

厚生労働科学研究費補助金新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
「エンテロウイルス等感染症を含む急性弛緩性麻痺・急性脳炎・脳症の原因究明に資する臨床疫学研究」

「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/AFP/AFP-guide.pdf>

厚生労働省ホームページ 感染症法に基づく医師・獣医師の届出基準
急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-05-180413.html>

(健Ⅱ39F)
平成30年5月1日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・
診断・検査・治療に関する手引き」の公表について

急性弛緩性麻痺（ポリオを除く）を五類感染症（全数把握疾患）に追加する感染症法施行規則の一部を改正する省令等については、平成30年4月12日付（健Ⅱ19F）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、下記のとおり「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」がとりまとめられ、国立感染症研究所ウェブサイトに掲載されたことから、別添のとおり厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛事務連絡がなされ、本会宛情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

厚生労働科学研究費補助金新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
「エンテロウイルス等感染症を含む急性弛緩性麻痺・急性脳炎・脳症の原因究明に資する臨床疫学研究」

「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」
<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/AFP/AFP-guide.pdf>

厚生労働省ホームページ 感染症法に基づく医師・獣医師の届出基準
急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-180413.html>

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 27 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課
(公 印 省 略)

「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に
関する手引き」の公表について

急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う各種改正について（平成 30 年 4 月 10 日付け健感発 0410 第 1 号）で通知したように、平成 30 年 5 月 1 日より感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく 5 類感染症（全数把握）として届出が義務づけられることとなっています。

今般、厚生労働科学研究費補助金の新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「エンテロウイルス等感染症を含む急性弛緩性麻痺・急性脳炎・脳症の原因究明に資する臨床疫学研究」において「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」がとりまとめられ、下記のとおり国立感染症研究所のウェブサイトに掲載されました。

つきましては、本手引きをご活用いただき、届出の遺漏がないよう、関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」
<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/AFP/AFP-guide.pdf>

厚生労働省ホームページ 感染症法に基づく医師・獣医師の届出基準
急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-180413.html>